平成３０年（フ）第１２９６号
大阪市平野区瓜破２丁目１番65―611号　ミタカホーム８番
債務者　田島　貞雄
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２９７号
大阪府交野市私市５丁目26番11号
債務者　田脇　昌隆
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３１０号
大阪市大正区鶴町３丁目16番10号、前住所大阪市浪速区塩草３―12―17　スプランディッド難波Ⅱ409
債務者　西　　梨花
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３２３号
大阪府枚方市招提平野町11番16号、前住所大阪府枚方市枚方元町４番30―302号
債務者　中村　幸靖
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４１１号
大阪府門真市上野口町９番17号　フラワーハイツ302号
債務者　竹田　記子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４２９号
大阪府吹田市千里山西５丁目28番28号（303）
債務者　足羽　佑介
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５９７号
大阪市港区市岡元町２丁目13番24号　マンション栄和　302号
債務者　米田　幸久
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６５６号
大阪市住吉区清水丘３丁目１番18―922号
債務者　髙原かおり
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６９０号
大阪府八尾市中田５丁目194番地の１　弘恵マンション205号
債務者　上田久美子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７８１号
大阪府門真市堂山町14番７号
債務者　金谷　貞子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７８６号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―717号
債務者　池野　友幸
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８４２号
大阪府高槻市牧田町13番68―502号
債務者　田中　政治
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９０２号
大阪市東淀川区豊新２丁目７番21―508号
債務者　雨堤　崇史
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９１８号
大阪市生野区生野東２丁目10番３号　はぴりあ東生野　103号室
債務者　壁總　繁郎
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９２１号
大阪府守口市藤田町５丁目35番１―102号
債務者　高倉亜希子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２９号
広島市安佐北区落合南４丁目14番38―102号
債務者　石田　裕己
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９２号
香川県高松市栗林町２丁目12番１号　ハマノビル202号
債務者　伊藤　　清
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係